

(仮称)町田市中学校給食センター(鶴川エリア)リース事業

< 募集要項に関する意見と市の見解 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の見解
		頁	章	節	項			
1	募集要項	4	1	(1)	⑪	事業期間終了時の措置	「原則として更地の状態で市に敷地を返還」とありますが、新たな学校づくり事業への影響が不明のため、協議とさせていただきます。	仕様書に関する質問No.40に対する回答をご参照ください。
2	募集要項	5	2	(2)	-	応募者の参加資格要件(共通)	「子会社又は親会社が該当する場合を含む」とありますが、事業者の事業領域によっては範囲が広すぎますので、代表企業と構成企業の範囲にとどめていただきたいと思います。	募集要項のとおりとします。
3	募集要項	16	5	(2)	4)	工事監理について	「工事監理は、第三者監理方式とする」とありますが、事業者の所有になるため不要としていただきたいと思います。	適切に工事監理がなされることが必要と考えるため、募集要項のとおりとします。
4	募集要項	17	5	(3)	7)	移設・撤去の範囲	「既存設備・資機材の移設・撤去に係る費用は事業者負担とする」とあるが既存設備・資機材の仕様、数量の情報をいただけない場合、積算ができませんので別途協議としていただきたいと思います。	募集要項に関する質問No.17及び18の回答をご参照ください。
5	その他	-	-	-	-	-	現在の物価・資材高騰を鑑みますと、事業提案書提出後から賃貸借契約書締結の間にも物価変動の可能性がありますので、協議可能としていただきたいと思います。	事業提案書提出後の物価変動に対する取扱いは、契約締結後、市・事業者で別途協議により取り決める予定です。募集要項に関する質問No1に対する回答も参照してください。
6	その他	-	-	-	-	-	公募期間中に追加質疑を可能としていただきたいと思います。	2回目の質問・意見受付を、2022年8月25日17時まで受け付けますので、募集要項(8月9日修正版)をご参照ください。
7	その他	-	-	-	-	-	開業準備期間を1か月としていただきたいと思います。	開業準備期間を2024年7月17日～8月31日の1.5ヶ月に改めます。

(仮称)町田市中学校給食センター(鶴川エリア)リース事業
 < 契約書(案)に関する意見と市の見解 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の見解
		頁	章	節	項			
1	賃貸借契約書	-	-	-	-	-	1.契約件名の修正をお願いします。 (建物賃貸借事業)→(建物賃貸借)	賃貸借契約書(案)を修正し、後日、改めてお示しします。
2	賃貸借契約書	-	-	-	-	-	建物賃貸借契約書と配送車両の賃貸借契約書は分けていただきたいです。 その場合、事業を包括する事業契約を締結し、個別で業務ごとに賃貸借契約を取り交わす方法などが考えられます。	配送車両に関する賃貸借契約書を別途取り交わすこととします。
3	賃貸借契約書	-	-	-	-	-	1.契約件名の修正をお願いします。 (建物賃貸借事業)→(建物賃貸借)	賃貸借契約書(案)を修正し、後日、改めてお示しします。
4	賃貸借契約書	-	-	-	-	第1条 11	「乙の合意を得ることなく当該契約を変更又は解除できる」という文言は事業者にとってリスクが高いため削除していただきたいです。	原案のとおりとしますが、債務負担額の範囲であれば本条項を適用することはありません。
5	賃貸借契約書	-	-	-	-	第1条 11	上記について、文言の削除が難し場合は、その場合の補償について別途定めていただきたいです。	No.4の回答を参照してください。
6	賃貸借契約書	-	-	-	-	第18条	契約不適合責任について、事業者が責任を負う期間の設定をお願いいたします。	第18条に記載のとおり、賃貸借契約期間中において責任を負うこととなります。